

全 仏

仏曆2537年11月
(1994年)

NO. 403



東京グランドホテルで開催された理事会 (関連記事2頁)

財団 法人 全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

理事会開催

去る十月六日午後二時から、東京グランドホテルにて、本会の理事会が開催された。今次理事会には中村康隆会長猥下のご臨席を賜り、ご導師による三帰依文唱和、ご挨拶につづいて、寄付行為の規定にしたがい伊藤理事長を議長とし、議事録署名人に奥邨正寛、森田禅朗の両師を選んで、議事に入った。

議案第一号「承認を求める件」

- ①常務理事の変更について
- ②真理舎退会の件

右記二件が伊藤理事長より一括上程、菅野



氏悟坂上説明する会事理

総務部長より説明。原案どおり承認された。
議案第二号「平成七年度予算編成の基本方針について」

伊藤理事長より上程、鷲尾財務部長より説明。原案どおり承認された。

議案第三号「仏教国會議員懇話会（仮称）設立の件」

伊藤理事長より上程、白幡事務総長より説明。原案どおり承認された。

協議事項その一「ルンビニー園マヤ堂修復事業の現況と今後の方針について」

川井理事（ルンビニー委員会委員長）より、今日までの経過と最近の状況について概要の説明があり、ルンビニー園において発掘調査を行っている考古学者の上坂悟氏より調査状況の説明があった。鷲尾財務部長より、予算の執行状況について、また石川国際文化部長より財政状況について説明があった。各理事から、種々の質問および意見が出された。

協議事項その二 第十九回WFB世界仏教徒会議バンコク大会 会議テーマ「仏教徒の取るべき道『調和と平和への道』」このテーマに基づく本会の大会提案について

石川国際文化部長より説明があり、国際委員会委員長と検討することで了承された。

報告事項

①日宗連主催第十一回「宗教と税制シンポジウム」について

菅野総務部長、長谷川顧問弁護士より報告された。

②各種委員会委員の変更について
 菅野総務部長より報告された。

ルンビニー委員会

本年度第二回のルンビニー委員会が、十月三日午後二時から、明照会館会議室で開催された。

報告事項 議事に先立って石川国際文化部長より六月十一～十六日のカトマンズ、ルンビニー園出張の報告と、川井委員長より八月二十六日～九月三日のLDT理事会出張の報告が行われた。また考古学者の上坂氏より調査の現状報告が行われた。

議題一 今後の事業方針について意見を求める件

当委員会が事業執行の委員会であることを委員会規約に基づき確認し、考古学調査の経過と今後の予定、予算の執行状況と見直し、マヤ堂の設計計画、勧募などについて協議が行われた。

第十一回 宗教と税制シンポジウム

税制改革の動向と宗教法人

(財) 日本宗教連盟

日本宗教連盟主催の第十一回「宗教と税制シンポジウム」が、去る九月三十日(金)午後二時より、東京の立正佼成会セレニティホールを会場に、約百四十人の参加者を集めて開催された。

伊藤治雄全仏理事長の挨拶に引き続き、「税制改革の動向と宗教法人」のテーマで、大蔵省主税局税制一課企画官の藤岡博氏の講演があり、つづいて、全仏顧問弁護士長の長谷川正浩師の司会によるパネルディスカッションが行われた。以下、藤岡企画官の講演の要旨を掲載する。

(文責 社会部)



藤岡博企画官

本日は税制改革のあり方と、宗教法人を含む公益法人課税についてお話しいたします。

今日、わが国では高齢化社会に向けての財政改革が求められているわけですが、平成六年度末の公債残高は約二百兆円、国家予算の二・七年分になっており、国も地方もたいへん苦しい財政状況にあります。国の借金は国民一人当たり一六一万円、四人家族で六四四万円になります。日本はこれから急速な高齢化社会を迎えます。長生きして平和な生活を送れることはたいへん喜ぶべきことですが、財政面からは年金などの支払いが増えてきますので、よく考えなければならぬことです。

この点をふまえて、先頃、与党の「税制改革の大綱」が決まりましたが、そのポイントには、まず一つには中堅所得者層を中心とした三兆八千億円の所得税減税です。次に収入の柱は消費税ですが、所得・消費・資産への課税のバランスのとれた税体系の構築が大きな課題です。また恒久減税とは別に、景気対

策としての二兆円の減税があります。

それでは宗教法人に対する税金がどうなるかについてお話しいたします。「税制改革の大綱」には、「公益法人等課税については、その適正化につとめる」とだけ書かれています。宗教法人を含む公益法人はたいへん重要な活動をされておるわけです。ですから、公益法人の優遇税制は良いことだという意見はたくさんございますが、そうではなく税金はすべからず等しくあるべきだという考えもございまして。結論から申しますと、今回の大綱には「適正化につとめる」という抽象的な表現しかございませぬので、適正化というのは、増税という考えもあるでしょうし、適切で正しい運用という考えもあると思います。どちらかという跟前者といえるかもしれません。

基本的なことでございますが、公益法人等に対する課税は、収益事業から得る所得については課税し、収益事業以外の本来の事業による所得には課税しない、それから預貯金等の金融資産収益は収益事業でなければ非課税、また基本税率三七・五%に対して、二七%の軽減税率となっております。さらに収益事業所得の二七%を寄付金として損金算入することが認められております。これにより株式会社のような一般法人の税金のおおよそ半分近くになっているわけです。

これまでの税制改正のうち、公益法人等への課税に関しては、政府税調の昭和六一年十月の「税制の抜本の見直しについての答申」で、軽減税率と金融収益への課税についての検討が求められています。平成五年十一月「今後の税制のあり方についての答申」、平成六年二月「平成六年度の税制改正に関する



パネルディスカッション 左端が長谷川全仏顧問弁護士

る答申」においても、軽減税率、収益事業の範囲、金融資産収益に対する課税、寄付金の損金算入限度額の特例についての検討の必要が述べられました。

昭和二五年にシャープ勧告が出されまして、一般法人の基本税率が三五%と決まり、日本の戦後の税制が確立したわけです。実はこのときは、公益法人・協同組合等の軽減税率は設けられなかったのです。ところが、昭和二七年に普通の法人に対する基本税率が四二%に引き上げられたときに、公益法人に対する税率は据え置かれまして、一般法人と公益法人との間に税率の差ができたわけです。この差が最も開いたのは、昭和五九年に基本税率が四三・三%のとき、軽減税率二六%で、一七・三%の差がございましたが、その後、差を縮めています。

では、収益事業の範囲はどうかといえます。現在は三三の項目が収益事業となっております。これに該当しないのが非課税であるという考えです。しかし、これも世の中の動きに合わせて、社会的な公正を期するよう、昭和三二年以降、順次拡大追加が行われてきているわけです。

その関係で金融収益課税というのは、基本的には収益勘定に入っている金融収益は課税し、公益勘定の金融収益は課税していない

ということになっています。現実には、公益勘定のほうで処理されている金融資産の方が、相当多くあるのではないかと思います。これにつきまして歴代の税制調査会の答申では問題になっております。つまり金銭貸付業的な性格があるのではないかと、金銭貸付業は課税されるのに、銀行に預けた貸付したものはなぜ課税されないのか、ということです。

それから寄付金の損金算入の特例というのがございます。これは今まであまり手が加えられなかった部分なのですが、平成六年度の税制改正では、従来の三十%が二七%になりました。なぜこのようなことをしたかと申しますと、「平成六年度の税制改正に関する答申」において、公益法人にはいろいろな配慮がなされていて、相当程度の軽減がされているので、「軽減税率の引き上げ又は寄付金の損金算入の特例割合の引き上げにより、課税の適正化を図る」ということがいわれており、税率については昭和六十年以降、四回は正されていますから、課税ベースについても見直しをしようということでもあります。

まとめますと、政府税調の基本的な考え方は、公益法人への軽減を廃止しようというのではなくて、普通法人との格差を是正して、公平な税制を築こうというものであります。

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

【前号の質問と回答の要旨】

契約期間満了による貸地の更新料の授受をめぐるトラブルへの対処方法を質問。回答は更新料の法的性質と当然に請求できる権利の有無を、更新料支払いの合意がある場合とない場合について説明。また法定更新された場合には遅滞なく異議を述べることの必要と、正当事由について説明された。

《回答のつづき》そこで、更新料の合意があるとするれば、にも拘わらず更新料を支払わないことが、法定更新とならず貸した土地が戻ってくる一つの事情と判断されることとなります。更新料の合意がない場合（多くの場合は更新料の合意はありません。貴寺の場合もそうであろうと思いま

す）は、前にも述べましたように更新料を支払うことを賃借人に強制することはできませんから、他の事情で正当事由がない限り、異議を述べても従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなされてしまいます。

このことは従前の地代を受け取るか、受け取らないかに関係ありません。ただ地代を受け取らないと事実上のプレッシャーになるというだけのことです。受け取らなければ借地人は供託するでしょうから、供託する限りは契約を解除することもできません。

そこで地主としてどうするかですが、法定更新となってしまうと、借地人が任意に支払わない限り更新料を頂くことは不可能です。しかし、東京を中心とした地域では更新料の支払いが一般化していることも事実です。ある調査によりますと東京二三区内の二二九件の事例中、更新料の支払いがあった事例は二〇八件、なかった事例は二一件との報告があります（日税不動産鑑定士会『借地期間満了に伴う更新料の実態調べ』）。そこでお寺としては気長に時を待った方がよいかと思えます。長い間には必ず、地主の印鑑が借地人に必要になりますから、そのときにもう一度更新料の支払いを逓憑してみられたら如何ですか。更新料の額が適切である限り、更新料を

支払った他の借地人との均衡、適正賃料と現行賃料との差などをお話しになって理解してもらうことが必要でしょう。最高裁判所の判決（判例時報一一一六号、四一頁）は「更新料の支払いは賃料の支払いと同様更新後の賃貸借契約の重要な要素として組み込まれ、その賃貸借契約の当事者の信頼関係を維持する基盤をなしている」といっています。そして適正な更新料である限り、これを払って地主と信頼関係を維持しようとしている借地人は多いと思います。更新料の支払いは借地人との間の信頼関係から生まれるともいえましよう。

一九九五年版

全仏手帳

申込み受付中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、ご注文はお早めに。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、

加盟団体役員住所録その他

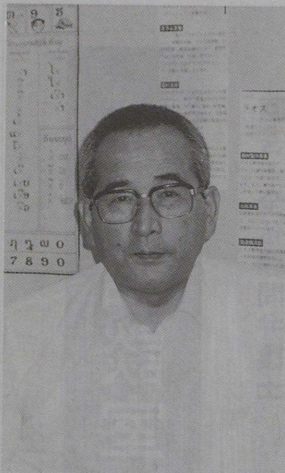
サイズ 9×14cm

定価 七〇〇円（送料実費）

申込先 東京都港区芝公園四一七一四

全日本仏教会

全仏手帳係



有馬実成師

シリーズの第二回目はSVA＝曹洞宗国際ボランティア会(松永然道会長)をご紹介します。SVAは、一九七九(昭和五四)年に、カンボジア難民の緊急救援のために発足した曹洞宗東南アジア難民救援会議を前身とし、一九八一(昭和五六)年、難民の自立援

こんにちはNGO



曹洞宗国際ボランティア会

事務局長 有馬実成師(58歳)

助を目的として設立された、わが国の仏教系NGOとしては最も歴史と実績のある団体です。現在の活動状況と将来の展望を、事務局長の有馬実成師にお聞きしました。

——現在の活動状況をお話してください。

有馬 タイではスラムと農村と少数民族の開発の問題に取り組んでいます。スラムには近代化の過程で生じる社会の歪みが凝縮していますので、貧困・人権・人間らしい生活をする権利・労働・居住権・教育などいろいろな問題があります。SVAの基本方針は、富める者から貧しき者へという形で援助をするのではなく、その問題の当事者であるスラムの人たちが、自分の問題として認識し、解決に向けて努力していくことです。

スラムの人たちは、貧しい農村から夜逃げしてきた人たちばかりですから、子供が生まれても多くは出生登録をしていません。この出生登録がないと小学校へ入れないんです。そこでタイのNGOが頑張って幼稚園の卒業証明書が、あれば出生登録がなくても学校へ行けるように制度が変わったんです。

そこでSVAはスラムの住民と一緒に、子供たちの学校の問題を討論するわけです。大人たちも子供に勉強させてやりたいという気持ちをもっていきますから、何とか学校へ行かせてやりたい。ところが出生登録をしていな

い。でも幼稚園の卒業証書があれば行かれる。それなら幼稚園を作ろうという話になる。しかし幼稚園を建てるお金がない。だったら自分たちの労力奉仕で建てよう。それならば材料費はSVAが用意しましょう。こうして初めて、SVAと住民の二人三脚が始まる。こういうやり方なんです。

他にも東北タイの農村開発や、北部の少数民族の伝統文化保存などの重要なプロジェクトがあります。

カンボジアでは職業訓練と教育支援を中心に活動しています。特に出版の仕事に力を入れています。カンボジアでは虐殺とともにほとんどの書物が焼かれ、出版文化が破壊されましたので、印刷所を作り、訓練生を集めて職業訓練をやっているのです。同時に教育復興のために基本図書の印刷をしています。

それと盛んに仏教復興をやっていますが、最近になって出家した若いお坊さんが勉強しようにも、先生がいらない、仏教書がないという現状なんです。各地に僧侶養成学校が建てられています。ここで使う教科書や教材を私たちが復刻・印刷しています。またこの国の大蔵経の復刻も進めているところです。

ラオスは、これまたたいへんな国なんです。いま力を入れているのは、図書館教育とガリ版の普及なんです。教師が使う教科書さ



ラオスの農村で図書館活動のため、紙芝居をするSVAスタッフ

え足りない国ですから、ガリ版でもって教科書や学校独自の教材を作ろうということなんです。先生はみんな熱心ですよ。ただ国自体に教師を養成する機関とか、教育のカリキュラムとかが未成熟ですから、みな手探りでやっているという状態ですね。

—— 会員やスタッフはどのくらいおられるのですか。

有馬 会員は二千六百人くらいです。各地方に支部を作っていますが、まだ七、八支部です。他に地方の核になる人が数十人いて、各地区の拠点作りをしてれています。それから東京のスタッフが十七、八人、海

外事務所に派遣しているのが十五人います。それに現地の国の人のスタッフが何人もいます。これらの人たちは専従ですので有給です。ボランティアはたくさんいます。

それと私たちのスタンスは一方向的な援助ではありませんので、現地のカウンターパートがたいへん重要になってきます。それぞれの国の複数のNGOと協力関係にあります。

—— 将来の展望をお聞かせください。

有馬 たくさんありますよ。一つには活動地域を広げなければならぬという問題です。ミャンマー、ベトナム、インド、ネパールの

ように、SVAのもっているノウハウを直ちに活かせる国はたくさんありますね。二つには活動を支える会員をもっと増やさなければなりません。三つには私たちの活動も、ここまできると社会的責任が生じてくると思うんです。そこで法人化の準備を進めています。それから人材育成です。もはや個人の情熱だけでは責任が果たせなくなっています。プロジェクトの決定から評価などの、専門的なスタッフのトレーニングを計画的にやらなくてはなりません。

そして北から南へという一方通行はもう終わりにしないといけません。日本人こそNGO活動などを通して、もっとあのアジアの人たちの元気を学ぶべきではないでしょう

か。ですから、タイの農村あたりにアジア研修道場を作りたいですね。

—— 仏教界に望むことはありますか。

有馬 日本の仏教界も国際交流が盛んですが、多くの場合、その国のサンガの上層部の人としか会ったりしませんね。私も曹洞宗の山口県の一僧侶ですが、仏教がいちばん生きてるのは、もっと草の根の、名もなき農村で村人と一緒に頑張っているお坊さんたちなんです。タイの開発僧と呼ばれる人たちや、スリランカのアリヤラトネのサルボダヤの農村開発などは、世界的に注目されていますよ。

仏教はこういう活動をするのに最も近い距離にあるんです。二十一世紀に向けて、自然や他の国の民族と共生していく、少欲知足の考え方をどう実践し展開していくかが、仏教者に課せられた大きな課題ではないかと思えます。坊さんが豊かさを満喫して、それで幸せを感じているようではだめですよ。

一般会員 年会費・一、二、〇〇〇円
 学生会員 年会費・五、〇〇〇円
 団体会員 年会費・三〇、〇〇〇円
 郵便振替 〇〇一五〇一九六一七二四
 曹洞宗国際ボランティア会
 〒170東京都豊島区巢鴨一―二八―一五
 ☎ 〇三―三九四五―〇九八一

税制改正で自民党へ要望書

伊藤治雄理事長名で提出

本会は、平成七年度税制改正の審議にあたり、十月十四日付けで、左記の「要望書」を自由民主党政務調査会、全国組織委員会あてに提出した。要望書の要旨は以下のとおり。

【要望事項】

- (一) 公益法人等の預貯金等より生ずる果実に對する非課税制度の堅持
- (二) 公益法人等の営む収益事業の範囲の不拡大
- (三) 公益法人等の営む収益事業に對する法人税率の引き下げ及び損金算入限

度額の引き上げ

【理由】(要旨) 宗教法人が本来、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、人間の心の救いの構造として宗教が存在する以上、当然の帰結でございます。宗教法人法第六条をまつまでもなく、宗教法人が営む収益事業は、本来営利を目的としたものではなく、宗教活動を円滑ならしめるためのものでございます。しかるに、宗教法人への課税強化は、その活動を縮小させ、精神文化の高揚に著しい支

障をきたすと共に、宗教そのものの存在すら危うくすることにもなりかねません。

もとより、国家財政に協力することは宗教法人として当然のことでございますが、もし「税制改正」の名のもとに課税強化がはかれるなら、憲法に保証されている「信教の自由」、「政教分離」の原則を国家権力が脅かすことになることを懸念するものであり、このような税制改正は、宗教者として絶対に容認できるものではございません。

つきましては、税制改正にあたり、宗教法人の特性及び歴史的慣習を十分斟酌され、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

『事務局録事』

一十月一

- 三日 ルンビニー委員会
- 四日 日韓仏教文化交流大会出席
- 五日 故正力松太郎氏・令夫人法要参列
浄土宗三山賀寿の集い出席
局内会議
- 六日 理事会
- 七日 全仏大会準備委員会
- 八日 天台座主伝燈相承式参列
- 十三日 同宗連教団行政責任者研修会出席

- 十三日 法律相談室
- 十四日 自民党へ税制改正の要望書提出
- 十八日 慈覚大師鑽仰大法会参列
信貴山真言宗管長晋山式参列

- 二十日 同和委員会
- 二十一日 「日宗連」理事会出席
- 二十四日 局内会議
- 二十五日 包管研(京都)出席
- 二十七日 法律相談室
- 二十八、二十九日 同和研修会
- 三十一日 都道府県仏教会代表者会議
教化セミナー

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4965